

幼児教育無償化に伴う公立保育園の副食費について

1 国の状況について

(1) 幼児教育無償化に伴う副食費の取扱いの変更について

現行制度において2号認定子どもの副食費は保育料に含まれているが、幼児教育無償化に伴い、1号認定と2号認定子どもの均衡等の観点から、2号認定子どもの副食費を実費徴収することとなった。

	主食費（ごはん、パン等）	副食費（おかず等）
1号認定子ども （幼稚園3～5歳）	実費	実費
2号認定子ども （保育所3～5歳）	実費	保育料 → 実費
3号認定子ども （保育所0～2歳）	保育料	保育料

(2) 副食費の免除について

- 生活保護世帯等^(※)及び年収360万円未満相当世帯は、副食費が免除される。
(私学助成の幼稚園も同様)

(^(※)生活保護世帯, 里親, 市町村民税非課税世帯, ひとり親世帯,
在宅障害児がいる世帯の一部の子及び第3子以降の子)

2 本市の対応について

- 国から示される副食費は月額4,500円であることが想定されているが、明確な金額については、今後示される予定である。
- 公立保育園の副食費については、国から示される金額を基本として、設定することとする。
- 民間保育所等に対しては、本市の方針について説明するとともに、各施設において保護者の理解が得られる金額設定とするよう促していく。

3 今後のスケジュール

- 6月～ 事業者への周知
公立保育園の保護者への周知
- 10月 幼児教育無償化開始（副食費の実費徴収開始）